

## 会議録

会議の名称	平成18年度第1回西東京市国民保護協議会
開催日時	平成18年12月5日（火） 14時00分から15時50分
開催場所	西東京市役所防災センター 5階 災害対策本部室
出席者	坂口光治会長、丸山清委員、岡村純一委員、石川進委員、百濟さち委員（代理：栗林晴彦）、中岡利徳委員、角田知正委員、宮崎美代子委員、伊藤克巳委員（代理：水口勇）、矢嶋秀明委員、加藤光章委員、坂井明成委員、岩崎良司委員、小沢弘委員、神作実委員、斉藤静男委員、岡山修策委員、尾崎正男委員、高根和孝委員、半井静男委員、蓮見一夫委員、江副貴雄委員、西野康雄委員、砂田修一委員、斉藤一信委員、土屋敏行委員（代理：内田順夫）、鈴井博文委員（代理：工藤隆昭）、玉置肇委員、石井正彦委員、徳永秀昭委員、加藤嘉宏委員、中村忠昭委員、岩崎榮一委員（33名） 欠席委員：吉岡重保委員、村田利夫委員（2名）
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）西東京市国民保護協議会の設置趣旨</li> <li>（2）西東京市国民保護協議会運営規程（案）</li> <li>（3）西東京市国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案）</li> <li>（4）西東京市国民保護計画（素案）の概要</li> <li>（5）パブリックコメント募集原稿（案）</li> </ul>
会議資料の名称	資料1：事態発生から国民保護措置のプロセス 参考：国民保護に関する業務の全体像・災害の種類と関連法制 資料2：西東京市国民保護協議会の設置 資料3：西東京市国民保護計画の審議 資料4：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋） 資料5：西東京市国民保護協議会条例 資料6：西東京市国民保護協議会運営規程（案） 資料7：西東京市国民保護計画作成の基本的考え方 資料8：西東京市国民保護計画の体系（概要） 資料9：西東京市国民保護計画作成スケジュール（案） 資料10：西東京市国民保護計画（素案）の概要 資料11：パブリックコメント募集原稿（案）
記録方法	全文記録 ■ 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

事務局

皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、会議を開催いたしたいと存じます。

私は、国民保護計画を担当しております防災課長の内田と申します。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委嘱状の伝達をさせていただきます。市長が委員の皆様お一人おひとりにお渡しいたしますので、恐縮でございますが、市長がまいりましたら、その場でご起立ください。

(委嘱状の伝達)

これをもって、委嘱状の伝達を終了いたします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。なお、本日は、所用により2名の委員の方がご欠席されております。また、市職員につきましては、本日の協議会に先立ち、先日、市長が任命を済ませておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、最初に西東京市国民保護協議会会長であります坂口西東京市長よりご挨拶を申し上げます。市長よろしくお願いいたします。

〔市長あいさつ〕

このたび、皆様には国民保護協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、本日は師走に入り極めて公私共にご多用の中、第1回西東京市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様方には、平素から当市の防災をはじめとした多岐に渡る行政運営に格段のご支援、ご協力をいただいているところであり、市長として19万2千人市民を代表いたしまして重ねてお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本協議会は、平成16年9月に施行されました国民保護法に基づく協議会でございます。武力攻撃事態等が発生した場合に、国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合には、西東京市国民保護対策本部を設置し、西東京市国民保護計画に基づき、市民の避難誘導等の「国民の保護のための措置」を実施しなければなりません。

この西東京市国民保護計画につきましては、国民保護法の規定により、西東京市国民保護協議会に諮問して作成しなければならないものとなっております。

本市におきましては、本年9月の第3回市議会定例会におきまして「西東京市国民保護協議会条例」並びに「西東京市国民保護対策本部及び西東京市緊急対処事態対策本部条例」を制定し、施行したところでございます。このことにより、このたび本協議会を設置し、西東京市国民保護計画の策定に取り組むこととなりました。

したがいまして、本日、本計画を策定するに当たり、皆様方、委員の方々にお集まりいただいた次第でございます。条例制定が遅れた関係もあり、平成18年度中の策定のため短期間で集中したご審議をお願いすることとなりますが、19万2千人の西東京市民の生命、身体及び財産を守るために、計画策定に対しまして、皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。第1回西東京市国民保護協議会開催のあいさつとさせていただきます。

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議の進め方について、お諮りいたしますが、その前に第1回の集まりでございますので、ただいま委嘱状を伝達させていただいた順番に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>(委員の自己紹介)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、私どもの職員を紹介させていただきます。(事務局の紹介)</p>
事務局	<p>以上の職員が担当いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に本協議会の会長ですが、国民保護法第40条第2項により、会長は市長をもって充てることに定められておりますので、以後の進行は会長である市長をお願いいたします。</p> <p>なお、西東京市では、「西東京市市民参加条例」第8条の規定により附属機関等の会議は公開を原則としております。また、同第9条の規定により会議録を作成し公開することとしておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、本協議会も公開を原則としておりますので、傍聴することを認め、申し込み方法は、直接当日会場へ来ていただくこととするほか、その人数は会議室に応じて制限し、資料は閲覧していただき、会議終了後は回収することとし、その他は、お手元のファイル内の「西東京市国民保護協議会傍聴要領」によることといたします。また、会議録につきましては、要点筆記方式で実施したいと考えておりますのでご了承願います。</p> <p>(了承)(傍聴者入場)</p>
会長	<p>それでは、ご了承いただきましたので、次に諮問書について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(説明：朗読)</p>
会長	<p>次に、次第にございます4の議事を進行させていただきたいと思います。まず最初に(1)の「西東京市国民保護協議会の設置趣旨」ですが、説明を事務局から願います。</p>
事務局	<p>(資料1から5を説明)</p>
会長	<p>資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
会長	<p>ご質問等ないようですので、次に(2)の「西東京市国民保護協議会運営規程(案)」ですが、事務局よりご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(資料6を説明)</p>
会長	<p>資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
会長	<p>他にご質問など、無いようですので、お諮りいたします。当協議会の運営規程案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議ないようですので、案のとおり運営規程を定めることとし、本日より施行することといたします。次に(3)から(5)の「西東京市国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール(案)」並びに「西東京市国民保護計画</p>

	(素案)の概要」、「パブリックコメント募集原稿(案)」について一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料7から11を説明)
会長	資料説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見など、ございませんか。 〔質疑応答〕
玉置委員	対策本部関係についてですが、従来の災害対策本部は市職員のみならず様々な情報の集約を図るため、構成員も多彩であったと記憶しています。本計画では同様となるのか、又は市職員のみとなるのか伺いたい。
事務局	資料4に記述してあります国民保護法第28条に基づき、本協議会で協議し決定したいと考えています。委員の皆様のご協力をお願いいたします。
玉置委員	NBC災害に関してですが、被災した市民が我々の医療機関に搬送された場合、二次災害が危惧されますが、現状では、それに対処し得る防護衣等が準備できていないのが実情です。その点に関してはどのように考えているのかお聞かせ願いたい。
事務局	計画素案の中でも記述していますが、搬送機関である東京消防庁さん等とも協議させていただくとともに、装備品等についても別途ご提案させていただき、協議会の中で、ご審議いただきたいと考えています。
徳永委員	ご案内のとおり、西武鉄道さんと西武バスさんは指定公共機関に指定されていますが、関東バスは現在のところ指定されていません。7月の半ばの労使協議で関東バスが指定公共機関に指定された場合には、対策を事前に協議して決定することとしていますが、まだ会社の中では対策が決定していないのが実態です。西東京で事態が発生し東京都や国に情報が上がった場合に、私どもを含めた同様の運送機関に隙間ができることは十分考えられます。そのへんをどうお考えか伺いたい。
事務局	この辺の事情も重々承知したうえで、今回、関東バスさんに委員として参画していただきました。関東バスさんは、路線バスはもとより、当市のコミュニティーバスのはなバスの運営もご協力いただいている経緯もあります。本市としては19万2千人の市民を迅速に安全な場所に避難誘導するにあたり、バスは非常に重要な輸送機関であると考えているところであり、災害時要援護者対策としてもノンステップバス等の利用は極めて貴重かつ重要であると認識しております。本協議の中で検討を加えながらご協力を賜りたいと考えています。
砂田委員	表現に関わるところで恐縮ですが、素案の中に当方のガスホルダーの所在が明記されているところでありますが、関係省庁等からの通知等において、所在を明らかにしないよう示されているところであり、可能であれば詳しい番地等の明記は避けていただきたい。
事務局	不勉強のため通知等について理解に乏しく、配慮に欠ける部分がありました。お詫びして訂正させていただきたいと思えます。
西野委員	東京ガスさんと同意見です。また、当社としても既に業務計画を作成しているところであり、計画に沿って可能な限り協力したいと考えています。このほか、表現の中に、原子力発電所や着上陸侵攻というものがありますが、実際に西東京市で想定されないものは、省いてもいいのではないかと考えますが、いかがお考えか伺いたい。

事務局	所在の記述については同様に訂正させていただきたいと思います。原子力発電所等の表記については、「都国民保護計画より」と記載してあるとおり、都の区市町村モデル計画に示されているものであり、都とも協議し精査していきたいと考えます。
内田委員(代)	素案の中に示されている当社に関する各駅の乗降客数等は、最新データではないようですが、参考資料と理解してよろしいか。
事務局	御社から以前ご提供いただいたデータに基づき記載していますが、もし変更箇所等があれば次回お示しさせていただきたいと思います。
斉藤委員	はじめて説明を聞いたので、この場では質問を控えさせていただき持ち帰って次回までに検討したいと考えます。弊社としても管内に通信施設が数多く存在しており、このへんの観点からも精査したいと思います。
江副委員	郵政としては安否情報や物資補給等の面で支援していきたいと考えていますが、現時点では支障ないと考えられます。持ち帰って精査します。
中岡委員	私どもの管轄には、東久留米市も含まれています。そちらも去る11月中旬に協議会を実施したところですが、表現にも微妙な違いがあるようであり、持ち帰ったうえで対比しながら検討したいと考えています。
水口委員(代)	現時点では特にありませんが、第八消防方面内にある16市全体について、東京消防庁としての統一的な見解や表記等について次回までに検討したいと考えます。
矢嶋委員	拝見させていただいた限りでは、概ね大丈夫かと思っています。十分に精査し第八消防方面本部とも調整のうえで、できれば次回の会議前のなるべく早い段階で意見を事務局に報告したいと考えています。
蓮見委員	はじめて説明を聞いただけでは、理解しづらい部分もあり、持ち帰って検討したいと考えています。これまでの災害対応と違い、簡単には住民を助けることができない部分があり、そのへんも合わせて検討してみたいと考えています。
会長	昨年市長に就任してはじめての仕事が、不発弾の処理でありました。振り返るとそのときもこのような会議をもたせていただいた記憶があります。ここでの想定は、不発弾のようなスポット的なものではなく、面的な広がりがあると考えられます。したがって警察・消防はもちろんのこと、自衛隊の皆様にも強力なご支援をいただかなくてはいけないと認識しているところです。
岡村委員	さきほど、着上陸侵攻についてお話がありましたが、東京都は一部区部が海に面していますが、着上陸というのは実は海からの上陸だけではなく、後方にヘリ等で降りて両方で挟み撃ちするようなことも想定されます。可能性は低いものの、この文言を削除することはあらゆる可能性を視野に入れて計画を作成する意味では、いかがなものかと思います。計画から除外することなく、可能性が僅かでもある場合は、残しておく必要があるのではないかと考えます。
会長	ただいまの貴重なご意見を含め、あらゆる可能性を総合的に検討し精査していきたいと考えます。時間の関係もありますが、折角の機会なので皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、本日は、ブリーフィング的な部分が大部分であることもご理解いただきたいと思います。

中村委員 警報のサイレンは、ほとんどの人が聞いたことがないと思いますが、ほかに聞く機会はどういう場合があるのか伺いたい。

事務局 サイレンについては、昨年来、国の内閣官房の国民保護ポータルサイト等でインターネット上で公開されておりましたが、住民の皆さんへの普及啓発については、ご指摘のとおり不足しがちな面がありました。今回、パブリックコメントの募集に際してもこのポータルサイトのアドレスを掲載し、市のホームページからもリンクさせております。しかしながら、インターネット等の試聴手段を持たない住民の方に対して、防災訓練や要望があれば出前講座の開設等、あらゆる機会を通じて啓発を図っていきたく考えています。

会長 ほかにご意見がないようですので、お諮りします。本案は、これから作成する市の計画の根幹となるものですから、是非、皆様の忌憚のないご意見・ご要望等を頂戴したいと存じます。計画の作成及び体系については、お手元の計画素案をお持ち帰りの上で十分ご検討いただき、次回の計画素案の審議の中でご審議を賜りたいと存じます。ただいま、ご説明いたしました今後の進め方については、事務局案のとおり進めていくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

会長 その他、お気づきのことがございましたら、後日でも結構ですので事務局までお寄せいただければ幸いに存じます。その他、事務局で何かあればお願いします。

事務局 先ほどご説明いたしましたとおり、次回の協議会の開催は、12月25日午後2時から同会場にて開催し、計画素案をご審議いただく予定でございますが、本件につきましては、開催通知を席上配付させていただいておりますので、ご確認のうえお持ち帰りください。

大変短い日程で恐縮でございますが、次回の資料として取りまとめる関係上、ご意見若しくはお気づきの点がございましたら、12月20日(水)までに、事務局までお知らせいただければと存じます。また、事務局の連絡先をお配りした次第に掲載させていただいております。本日の議題にかかわらず、ご意見等ございましたら、こちらで承ります。

よろしく願いいたします。

会長 今後とも、本市の特性に応じた、真に実効性のある計画とするため、皆様のお力添えをよろしく願いいたします。以上で議事を終了いたしますが、スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局 会長ありがとうございました。これにて、本日の西東京市国民保護協議会を閉会といたします。皆様長時間、誠にありがとうございました。